

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条
第一項の規定により、奈良県五條土木事務所長から次のとおり公共測量を実施すること
について通知がありました。

令和五年九月十五日

奈良県知事 山下 真

- 一 測量の目的 公共測量（航空レーザ測深）
- 二 測量の地域 吉野郡十津川村ほか
- 三 測量の期間 令和五年八月十八日から令和六年二月二十日まで